

流山市農業委員会
平成23年第6回
総会議事録

平成23年6月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成23年第6回総会議事録

- 1 期 日 平成23年6月24日（金）
- 2 場 所 流山市役所302会議室
- 3 議長名 高市 正義
- 4 署名委員 14番 大塚 侃
15番 吉田 松衛
- 5 出席委員（12名）

1番 水野 敬久	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
10番 渋谷 辰夫	11番 戸部 源房
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
15番 吉田 松衛	16番 高市 正義
- 6 欠席委員（4名）

2番 藤井 俊行	3番 坂巻 忠志
9番 水代 啓司	12番 秋間 高義
- 7 書記名 副主査 岡田 敏夫
- 8 事務局 次 長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦
- 9 会議目次
 - (1) 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）…………… 2
 - (2) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）…………… 3
 - (3) 議案第25号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…………… 7
 - (4) 議案第26号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について…………… 8
 - (5) 議案第27号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について…………… 10
 - (6) 議案第28号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価・平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について…………… 11
 - (7) 議案第29号 農地取得下限面積の修正の必要性について…………… 16
 - (8) 報告第13号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について…………… 17
 - (9) 報告第14号 専決処理の報告について…………… 18

開会 午後4時03分

高市議長 時間の方も定刻になりましたので、それではただ今から平成23年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

このところは入梅中とは言え、昨日も32度とか言ってましたけれども、もっとあるんじゃないかと思うんですが、大変暑い日が続いておりますので、十分に気を付けていただきたいと思います。今も説明がありましたとおり節電だそうでございますので、家ではクーラーなどかけないですね、自然クーラーで一つよろしくお願ひしたいと、それが一番身体にいいそうでございますので。

それではですね、ただ今のところ、出席委員は16名中12名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、2番、藤井委員、3番、坂巻委員、9番、水代委員及び12番、秋間委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。14番、大塚委員、15番、吉田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第23号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第29号の「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの7議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第13号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第14号の「専決処理の報告について」までの2項目について御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第23号

農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年6月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに権利者でございますが、権利者のお二人は親子でございます。権利者は流山市前ヶ崎にお住まいの方で、職業は共に農業でございます。次に申請のあった土地でございますが、申請地は流山市前ヶ崎の畑、2筆、2,030㎡でございます。申請事由につきましては、経営規模の拡大を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

今月の3条許可申請につきましては、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案23号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は市許可が1件であります。

本案につきましては、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地は東部中学校の南西約200mに位置している畑で、現況はネギが作付けられた状況でございました。

申請理由でございますが、申請地は、権利者宅に隣接しており、耕作に至便であることから、これを購入し、経営規模の拡大を図るためということでございます。

購入価格は約3,286万円で、1坪当たり5万円とのことでございます。

なお、今回取得される畑には、今後もネギを作付けするというところでございます。

次に、申請者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約3.5haで、農業従事者は、権利者を含め3人でございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を

含め引き続き耕作を続けていきたいということでございました。

なお、既に現地にはネギが作付けられていたことから、権利者は過去に農業委員を歴任した方でもあるため、農地法厳守の意味合いから、今後このようなことがないように始末書を提出するよう指導いたしました。

以上のことを基に審議しましたところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び所有農地に隣接しているため農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員) 権利者と義務者は、関係はどうなんですか。

大塚委員長 本家、分家です。

11番(戸部委員) どちらが本家ですか。

大塚委員長 権利者の方です。

11番(戸部委員) 何で売くの。

山口次長補佐 それでは私の方からお答えします。今の戸部委員からの何故売却するのかということですが、義務者のお宅ではもう農業を後継する方がいらっしゃらないということで、大変申し訳ないんですけども、権利者の方に売却するという形になりました。以上です。

高市議長 戸部委員、よろしいですか。

11番(戸部委員) 分かりました。

高市議長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質問がないようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請につい

て」(一時転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページでございます。

議案第24号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年6月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございます。まず、権利者でございますが、権利者は柏市で土木業を営んでいる法人でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市名都借の田、1筆、1,026㎡で、転用目的につきましては、土砂等の利用による農地造成を行うものでございます。

議案案内図につきましては、2ページと3ページでございます。

次に2番でございます。初めに権利者でございますが、権利者は1番と同じ法人でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市名都借の田、1筆、1,508㎡でございます。転用目的につきましても、1番と同じでございます。土砂等の利用による農地造成を行うものでございます。

議案案内図は同じく、2ページと3ページでございます。

今月の5条許可申請につきましては、以上の2件、2筆、2,534㎡でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが2件ありますが、申請地が隣接箇所、同一目的でありますので、一括して報告させていただきます。

本案については、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行っております。

最初に、移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は、残土を利用した農地造成でございます。

権利者は、平成19年に柏市で土木工事業を目的とした事業所を設立しております。

主に、水田の埋立て工事、家屋の解体工事等を行っているということでご

ございます。

流山市内では、名都借地先、野々下一丁目地先で農地の埋立て事業の実績があります。

土砂の搬出元は、東京都江東区辰巳のプロジェクト新築工事現場からであり、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

土砂の搬入経路は、常磐道三郷インターから江戸川を渡り、市役所前をとり、JAとうかつ中央八木支店、富士見橋を経由し、現地に入るということとでございます。

1日当たりの運搬台数は、10t車で8台程度を予定しているということとでございます。

事業計画の概要であります。埋立て面積は2,534㎡で、表土から1メートルほどを掘削し、建設残土約4,700㎡を搬入し、表土には掘削土を敷き均すという、天地返しを行うとのこととでございます。

埋立て期間は、許可後から3か月を予定しております。

次に、1番の義務者の耕作面積は約1.6haで、農業従事者は3人、農地造成後はイモ類を作付けする計画とでございます。

次に、2番の義務者の耕作面積は約2.3haで、農業従事者は3人、農地造成後はネギ、イモ類を作付けする計画とでございます。

次に、周辺農地への排水対策については、自然浸透とし、オーバーフローの雨水については隣接する水路に放流し、被害が出ないようにするということとでした。

また、周辺農地所有者への説明は行っており、特に意見はなかったということとでした。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、流山市東消防署の北約100mに位置し、周囲は、霊園、資材置場、物流センター等が連たんしている区域に隣接する農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画につきましては、造成費が323,347円とございまして、全額自己資金で賄う予定で、権利者名義の通帳の写しが添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が該当し、現在手続き中とございます。

次に、申請地の前面道路は交通量が多いことから、交通整理員兼清掃員として、1名を配置するということとでございます。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として、転用事業が行われてい

る間、違反転用の発生を防止するため埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」、「土砂等の利用による農地造成の一時転用の許可基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員) 周りが駐車場とか宅配の集配センターとかそういう状況で、先ほどの報告では、埋め立てが終わったら必ずネギとかイモ類の作付けをするとおっしゃってありますが、本当にやるのでしょうか。

大塚委員長 少なくとも3年間は耕作するようヒアリングでも念押しをしております。

吉田次長 委員長がおっしゃるように、ヒアリングの席でもこの点については徹底して申し上げました。また、申請の際には耕作するという誓約書も併せて提出されております。

13番(石井委員) 1番の義務者は私が存じている方でございますので、イチゴの直売をしております関係上、サツマイモも直売するということを聞いておりますので、耕作すると思います。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑ないようですので、これより採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第24号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第25号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書3ページでございます。

議案第25号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成23年6月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請地でございますが、申請地は流山市西深井にございます土地で、登記簿地目が畑、現況地目は宅地、面積は1筆で13㎡でございます。今回土地の地目変更登記申請をするため、証明願があったものでございます。

議案案内図は4ページでございます。

今月の許可を要しない証明願については、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第25号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、申請地の状況であります。流山市西深井福祉会館の西側約50mに位置している土地で、地目は畑で、現況は庭の一部として現在も使用されておりました。

申請地は、昭和38年に農地法第3条の許可を受けて申請者が取得したところですが、その中に一部樹木が存在していたため、昭和56年に樹木の部分を分筆し、元の所有者に所有権を戻したところでございます。

しかし、申請地の地目が農地であることから、農地法第5条の許可を得ることが必要でしたが、許可を得ることが困難なため、所有権移転仮登記のままとなっております。

ここで、権利関係者も高齢化したため、登記簿上の地目と現況の地目を一致させ、併せて、所有権移転登記を行うため、申請があったものでございます。

なお、今回の申請書の提出にあたっては、平成元年に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、宅地の一部として利用されていたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第26号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページでございます。

議案第26号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。
平成23年6月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今日は、2件でございます。

初めに1番でございますが、特例を受けている農地につきましては、流山市駒木台でございます畑、4筆、6,302.68㎡でございます。

議案案内図につきましては、5ページでございます。

次に、2番でございますが、特例を受けている農地につきましては、流山市西深井でございます畑、2筆、1,745㎡でございます。

議案案内図につきましては、6ページでございます。

今月の利用状況の確認につきましては、以上の2件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報

告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第26号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本案につきましては、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況の確認について松戸税務署から依頼があったものでありまして、今回は2件の現地調査を実施し、審議を行いました。

現地の状況であります。1番の対象農地については、一部については、なす、キュウリ、トマト、ジャガイモなどが作付されており、その他大部分の農地については、梨が栽培され、適正な管理が行われておりました。

次に、2番の対象農地につきましては、一部についてはジャガイモ、ねぎ、枝豆、里芋などが作付けされ、残りの部分については耕起が行われ、適正な管理が行われておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、自ら所有し、自ら農地として使用していることから、全会一致をもって、現況地目どおりとして回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(水野委員) 1番の方の件なんですけれど、1番の方の地図で言うと北側や西側にも畑があると思うんですけれど、そちらの方は納税猶予を受けている畑ではないということですね。

大塚委員長 納税猶予を受けている畑は、斜線のところだけです。

1番(水野委員) 議案書では、面積の一部となっているではないですか。ほかの部分は納税猶予を受けていないのですか。

高市議長 私からお答えするのはどうかと思いますが、税金が間に合えばほかの土地について受ける必要はありませんよ。

1番(水野委員) 分かりました。

高市議長 ほかに御質問、ないですか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第26号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第27号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページでございます。

議案第27号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成23年6月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請地でございますが、申請地につきましては、流山市東深井の畑、1筆で902㎡でございます。次に、買取り申出事由の生じた方は、申請者本人でございまして、買取り申出事由が生じた日につきましては、平成23年5月2日でございます。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

今月の証明願につきましては、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第27号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

申請理由でございますが、今まで申請者夫婦が主となって農業を行って参りましたが、平成22年11月に申請者本人が脳梗塞を患い、入院後、身体の右側に麻痺が残りその後リハビリを行ってきました。

このほど医師の診察を受け、身体の進行状況が固定したことから、5月2日付けで、農業に従事することが困難との診断が下されました。また胸水症も併発していることから、農業を継続していくことが困難なことから申請を行ったものであります。

なお、申請者は、昨年まで年間250日農業に従事しておりました。

買取り申出をする農地については、畑、1筆、902㎡でございます。

次に、その農地の状況ですが、以前は、豆類、ねぎを作付けしていました

が、現在、体が動かないため、農地の管理をするだけの状況となっております。

最後に、今後の土地の利用計画についてお聞きしたところ、生活のための賃貸住宅を計画したいとのことでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、申請者が病気する前まで農業に従事していたことが確認できること、また、申請者が病気になったため農業の縮小はやむを得ないものと認められることなどから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手を願います。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第28号「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価・平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページでございます。

議案第28号

平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価・平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価を次のとおり行うとともに平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり策定するものとする。

平成23年6月24日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

1 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価（案）に

ついて

別紙のとおり

こちらは、皆様のお手元に配布させていただきました（別紙様式1）でございます。

2 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

別紙のとおり

同じくお手元に配布させていただきました（別紙様式2）がこれでございます。

本案につきましては、去る5月25日と本日午後3時からの2回にわたりまして、総合農政検討委員会を開催していただき、22年度の点検評価（案）と23年度の活動計画（案）について御検討いただき、その原案を策定していただいたところでございます。また、委員の皆様には5月の総会において、第1回目の原案をお示ししたところでございます。更に、第1回目の原案について、市のホームページを通して意見の募集を行いましたが、意見の提出がございませんでしたので、本日御提案させていただきました（案）につきましては、第1回目の原案と変更はございません。

各案の詳細につきましては、先にお示しをさせていただいておりますので、詳細につきましては省略させていただき、ここでは何点かの概要について申し上げさせていただきたいと思っております。

初めに「22年度の点検評価（案）」でございます。お手元に配布させていただきました左上に（別紙様式1）と書いてあります資料を御覧いただきたいと存じます。この中では大きく分けて点検と評価の二つの項目に分けております。

一つは法令事務に関する点検で、1ページから4ページにかけてでございます。これは農業委員会の判断の透明性や全国的な公平性が強く求められていることから点検を行うものでございまして、この主な内容といたしましては、総会開催日等の周知や情報公開が図られているか、また、3条申請の審議や農地転用の審議が適正に行われているかなどが、主な点検項目となっております。22年度につきましてもそれぞれ適正に事務が行われたものと考えております。

次に、もう一つは促進等事務に関する評価で5ページから10ページにかけてでございます。これはすべての農業委員会の外部及び内部を問わず、はっきり見える活発な活動が強く求められていますことから、評価を行うものでございます。この中の主なものといたしましては、三つ、利用集積事業の推進と耕作放棄地の解消、そして違反転用の対応の3項目が挙げられるかと思っております。

最初に6ページを御覧いただきたいと存じます。一つとして利用集積事業の推進でございますが、22年度の目標値3haに対しまして実績面積が5.9haということで目標を上回る実績を達成することができました。

次に、7ページを御覧いただきたいと存じます。こちら、耕作放棄地の解消ですが、こちらも目標に対しまして実績面積が2.9haと目標を上回る実績を達成することができました。この背景といたしましては、昨年新川耕地を重点地域として農業委員さんとともにきめの細かい利用状況調査を行い、指導して行った結果であると考えております。

次に、8ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは違反転用についてでございます。違反転用に対する対応につきましては、過去の違反転用事案を含め、大きな解消には至ることができませんでした。この点につきましては、検討委員会に置きましても御指摘をいただきましたが、過去の違反転用事案等については今後整理をして一つの区切りを付けていくことが必要との御意見も頂戴しております。これからも大きな課題の一つとして、少ないマンパワーの中ではございますが、委員の皆様と共に違反転用の減少に努めて参りたいと考えております。

次に、「23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」でございます。これにつきましても各委員の皆様には、5月の総会において第1回目の原案をお示したところでございます。また、1回目の原案について、市のホームページを通して意見の募集を行って参りましたが、こちらも意見の提出がございましたので、本日御提案させていただきました(案)につきましては、先にお示した第1回目の原案と変更はございません。こちらにつきましても各案の詳細につきましては、省略させていただき、ここでは何点かの概要について申し上げさせていただきます。23年度の活動計画(案)資料の(別紙様式2)を御覧いただきたいと思っております。この中では大きく分けて二つの項目に分けられております。

一つは1ページにございます法令事務(遊休農地に関する措置)でございます。これは昨年度から実施を開始しました農地利用状況調査に関する事項でございます。23年度の計画につきましては、昨年度新川耕地の北側を中心に調査を行っていただきましたが、本年度は残りの新川耕地の南側部分、そして前ヶ崎地区の水田部分を中心といたしまして、9月から現地調査を行っていきたくと考えております。その後遊休農地となっている方の農地につきましては、11月頃からを目途に順次指導を行って参りたいと考えております。そして遊休農地の解消面積でございますが、こちらの目標数値につきましては、22年度の実績数値を鑑みまして3haとして設定させていただきました。

次に、もう一つは促進等事務で、2ページから4ページにかけてでございます。この中では認定農業者等の担い手の確保と利用集積そして違反転用への対応の3項目がございます。

最初に2ページでございます認定農業者等の確保についてでございます。流山市の認定農業者数は、現在52経営体でございます。こうした中で認定農業者候補として期待されます農業後継者が減少している状況でございますが、23年度の目標値につきましては、昨年度実績値と同様に2経営体といたしました。

次に、3ページでございます。こちらは利用集積事業でございますが、22年度目標値は3haでございました。今年度はさらに国が提唱しておりますワンスリー運動に合わせまして、農業委員一人30aの新規設定を基に算出させていただきまして、23年度の目標面積につきましては4.8haとさせていただきます。

最後に4ページを御覧いただきたいと思っております。違反転用の対応についてでございますが、違反転用につきましては、是正困難な事例が数多くございます。こうした中ではございますけれども、少しずつ努力を重ね、違反の解消に努めて参りたいと考えておりまして、23年度の目標は現在の違反転用面積の1割を目標に設定させていただきました。また、違反の解消も重要でございますけれども、併せて違反の未然防止もより大切であると考えてございますので、引続き委員の皆様には御協力をお願いしたいと思っております。

御説明は以上でございます。なお、今後の予定についてですが、本日御承認をいただきましたら国へこの報告書を提出することに、市のホームページでこちらの点検評価と活動(案)を公表して参りたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。戸部委員長。

戸部委員長 議案第28号「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を、本日、午後3時から開催し、審議いたしました。

本案につきましては、農林水産省が公表いたしました「農地改革プラン」、また、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づきまして、本市におきましても、農業委員会活動に関する「平成22年度の目標及びその達成に向

けた活動計画」を昨年の6月に策定し、積極的な活動の実施に努めてきたところであります。

これによりまして、今回は、平成22年度が終了いたしましたので、「平成22年度に行った活動に対する点検と評価」を行うものであります。

また、これを踏まえまして、本年度の新たな目標を設定し、「平成23年度の活動計画」を策定するものであります。

それぞれの実績に対する評価や新たな計画目標案などにつきましては、お手元に配布させていただきました資料を御覧いただきたいと思いますと思いますが、平成22年度の全体の評価といたしましては、各委員の皆様の御尽力によりまして、法令事務等の適正な判断と公平性の確保、そして、本市委員会活動の活発化が図られたものと感じております。

特に、農地の利用集積事業につきましては、新規による目標面積を3haといたしましたが、実績面積が5.9haと大きく上回る実績をあげることができました。

また、農用地の利用状況調査を実施したことにより、耕作放棄地の解消目標面積を2haといたしましたが、解消面積が2.9haと目標値を上回る実績をあげることができました。

平成23年度につきましても、新たな目標を設定し、本市委員会が一体となって、さらに委員会活動を推進してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本案につきましては、先月の総会において原案をお示しいたしまして、5月25日から6月23日までの間、農業者等の方からの意見を市のホームページで募集いたしました。

その結果、特に意見等はありませんでしたので、原案に変更はなく、別紙、(案)のとおり策定することで決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果についての御報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり評価及び策定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第28号については、原案のとおり評価及び策定することに決

定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第29号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページでございます。

議案第29号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

平成23年6月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

1 農地法施行規則第20条第1項関係

2010年農林業センサス速報値では、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40パーセントを下回っていない。

2 農地法施行規則第20条第2項関係

農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。また、2010年農林センサス速報値の耕作放棄地面積が経営耕地面積の16.93%と低い現状である。

本案につきましては、農林水産省から出されております通知、「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正が行われ、3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定について、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされました。

このため、本案につきましても総合農政検討委員会で御検討いただき、本日御提案をさせていただいたものでございます。

なお、今後の日程についてですが、本案につきましても本日御承認いただけましたら、市のホームページで公表をして参りたいと考えております。以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。戸部委員長。

戸部委員長 議案第29号「農地取得下限面積の修正の必要性について」、総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委

員会が農林水産省令で定める基準に従い、農林業センサスや利用状況調査の結果などを踏まえて別段面積を定め、これを公示することになりました。

また、平成22年12月22日付で「農業委員会の適正な事務実施について」の一部が改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議するものであります。

下限面積の設定又は修正の必要性について審議する基準については、農地法施行規則第20条第1項に関する基準及び同条第2項について審議することとなっています。

このことから、第20条第1項に関する事項については、2010年農林業センサス速報値で、本市の下限面積30a未満の農家数が、350戸であり、総農家数706戸の49.5%であることから基準の40%を下回らない状況でありました。

また、同条第2項では、設定区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地及び適正な利用を図る必要がある農地が約6,522a存在し、経営耕地面積の約16.93%を占める状況でありました。

その結果、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については修正を行わないことに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果についての御報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり修正を行わないことに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第29号については、原案のとおり修正を行わないことに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第13号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の9ページでございます。

報告第13号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成23年6月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市平和台五丁目の畑、3筆、3,862㎡でございまして、買い取り希望価格は、記載のとおりでございます。

なお、この土地につきましては、本年の4月25日に開催された農業委員会総会の議案第18号で御審議をいただき、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明で御承認をいただきました方の農地でございます。

今後、平成23年7月25日までに買取りの申し出が無かった場合には、生産緑地の行為の制限が解除されることになるものでございます。

議案案内図は8ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第14号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の10ページでございます。

報告第14号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年6月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の5月分でございますので、5件の届出がございました。

いずれも内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が3件、駐車場が2件でございました。

以上、5件、13筆、1,380.48㎡、地目別につきましては、すべて畑でございました。

次に議案書の11ページを御覧いただきたいと思います。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の5月分でございます、全部で11件の届出がございました。

内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が10件、代物弁済が1件でございました。

また、転用目的別といたしましては、11件すべてが住宅用地でございました。

以上、11件、16筆、3,082.94㎡、内訳は田が8筆、1,416.94㎡、畑が8筆、1,666㎡でございました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間にわたり慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後5時12分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成23年6月24日

流山市農業委員会会長 **高市 正義**

流山市農業委員会委員 **大塚 侃**

流山市農業委員会委員 **吉田 松衛**